

県議会に対する請願の要領

請願は、基本的人権として憲法により保障されており、県民の皆さんが県の仕事などについての意見や要望を県議会に伝え、県政に反映させるための制度です。

なお、令和7年4月1日より、請願書の提出について、これまでの持参、郵送に加え、和歌山県電子申請システムからも提出できるようになりました。電子申請により提出する場合、以下記載事項の「署名又は記名押印」は、「記名」となります。

請願の要件

◆ 平穩に行うこと

請願の提出に当たっては、憲法に規定されているとおり、平穩になされなければなりません。

◆ 文書をもって行うこと（電子申請による提出も可）

請願書には、請願の趣旨（要旨と理由）、提出年月日、請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければなりません。（詳しくは、裏面の書式例、作成上の留意事項などを参照してください。）

◆ 議員の紹介を要すること

請願には県議会議員1人以上の紹介が必要です。

紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印することになっています。

請願書の作成・提出

◆ 請願書の様式

次のような書式例により作成してください。

<p>・・・についての請願</p> <p>紹介議員 ○ ○ ○ ○</p> <p>(署名又は記名押印)</p>	<p>1 請願の要旨 </p> <p>2 理 由 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山県議会議長 氏 名 様</p> <p>請願者 住所 氏名 (署名又は記名押印) 電話</p>
--	--

◆ 請願書作成上の留意事項

- ① 請願の趣旨（要旨と理由）は、内容を明確に、できるかぎり簡潔に記載してください。
- ② 1つの請願に2以上の項目を記載した場合には、全体としては不採択となることがありますので、請願しようとする項目ごと（1請願1事項）に請願書を作成するようにしてください。
- ③ 請願の内容を明らかにするために、地図、図面等の資料を添付していただいても結構です。
- ④ 請願者の住所の記載や署名又は記名押印を忘れないようにしてください。
請願者が法人（法人でない社団などを含む。）である場合には、その所在地及び名称を記載し、代表者に署名又は記名押印していただく必要があります。

- ⑤ 署名簿を添付する場合には、その署名簿が請願者としての署名であるのか、請願することに賛成の署名であるのかを明らかにしてください。

請願者としての場合には、一人一人の住所を記載し、署名又は記名押印していただく必要があります。

◆ 請願書の提出

請願書は県議会事務局議事課へ持参、郵送又は電子申請により提出してください。

請願書の提出時期については制限はありませんが、県議会定例会の質疑及び一般質問開始の日の3日前までに提出された請願については、その議会で審議され、これを過ぎて提出された請願については、次の議会に持ち越されるのが例になっています。

◆ 請願書の取下げ

請願書を提出した後、その請願を取り止めたい場合は、議会の承認を得て取り下げることができます。

なお、請願書の取下げを希望される場合には、紹介議員の同意を得て、議長宛に請願書の取下願を提出していただくことになっています。

(書式については、議会事務局議事課までお問い合わせください。)

県議会における請願の審議等

◆ 請願書の受理

提出された請願書は、要件を具備し、正規の手続きに沿ったものであれば、議会において審議することを前提として受理されます。

定例会の質疑及び一般質問開始の日の3日前までに受理された請願書については、請願文書表が作成され、通常、議案に対する質疑や一般質問が終了した後、議場において、全議員に配付されます。

◆ 委員会における審査

受理された請願は、請願文書表の配付と同時に、各常任委員会（特別の必要があれば、特別委員会）に付託されます。

常任委員会には、総務、福祉環境、経済警察、農林水産、建設、文教の6委員会があり、請願の事項別にそれぞれの委員会で審査を行い、採択すべきか、不採択とすべきかを決定し、その結果を本会議に報告することになっています。

なお、議会の会期中の委員会で審査結果の出なかった請願については、さらに次の議会まで継続して審査されることになります。

◆ 採 決

各委員会における審査結果の報告の後、賛否の討論があればこれを行い、採決により請願の採否が決定されます。

◆ 採否の結果通知

採否の結果は、議長から請願者（2人以上の場合にはその代表者）に文書により通知されます。

◆ 採択請願の処理

採択された請願のうち、知事、教育委員会その他の県の執行機関で措置することが適当と認められるものについては、議会からこれらの執行機関にその旨を通知するとともに、その請願の処理の経過及び結果の報告を求め、その状況を記した資料を次に開催される議会において配付しています。

また、採択請願で国の施策を要望するものについては、別に議会の議決を経て、政府に意見書を提出することもあります。

※ 詳細については、和歌山県議会事務局議事課議事班へお尋ねください。

〒640-8585

和歌山市小松原通り1丁目1番1号

電話 073-441-3570（ダイヤルイン）

073-432-4111 内線3570番、3571番